

国民年金からのお知らせ

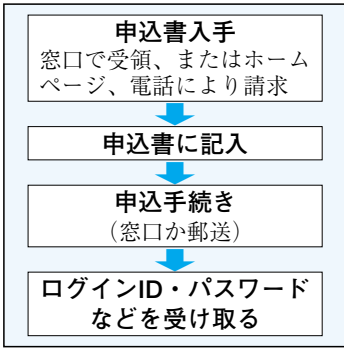
自宅でも国民年金保険料が納められます

国民年金保険料は、金融機関・郵便局・コンビニエンスストア・社会保険事務所窓口などで納めることができますが、金融機関と契約をすれば、

「インターネットバンキング」や「テレフォンバンキング」を利用して、自宅から納めることもできます。直接、金融機関に足を運ぶ必要もなく、手続きも簡単で便利です。

インターネットバンキング

始める前に
インターネットバンキングを利用する場合、まず金融機関との契約が必要です。インターネットバンキングを利用



する希望の金融機関で手続きしてください。

※契約の手続きは金融機関ごとに異なりますので、希望の金融機関に問い合わせください。

■納入操作方法

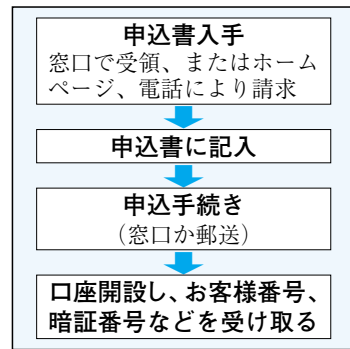
ログインID・パスワードなどを受け取ったら、自宅のパソコンから金融機関ホームページにアクセスします。続いて、金融機関ホームページのインターネットバンキングの指示に従い実行するだけで、国民年金保険料を納めることができます。

※インターネットバンキングで国民年金保険料を納めるときには、納付書に記載された「収納機関番号」、「納付番号」、「確認番号」が必要となりますので、手元に準備して行ってください。

■始める前に

テレフォンバンキングを利用する場合も、金融機関との契約が必要です。テレフォンバンキングを利用する希望の

金融機関で手続きしてください。



※契約の手続きは金融機関ごとに異なりますので、希望の金融機関に問い合わせください。

■納入操作方法

口座開設とお客様番号、暗証番号などを受け取ったら、自宅から各金融機関のテレフォンバンキングに電話をかけます。続いて、電話案内の指示に従い実行するだけで国民年金保険料を納めることができます。

※テレフォンバンキングで国民年金保険料を納めるときには、国民年金保険料納付書に記載された「収納機関番号」、「納付番号」、「確認番号」が必要となりますので、手元に準備して行ってください。

誕生月には現況届を提出しましょう！

国民年金や厚生年金保険から年金を受けている方は、引き続き年金を受けるために、毎年一度、誕生月の月末までに「年金受給権者現況届」(ハガキ形式)を社会保険業務センター(東京)へ提出しなければならぬことになっています。

この「現況届」は、年金を受けている方やその家族の状態に変化がないかどうかを確認し、引き続き年金を受ける権利があるかどうかを確かめる、年に一度の大切な届けです。

「現況届」の用紙は、誕生月の前月末に社会保険業務センターから皆さんへ送付されますので、必要事項を記入して、年金を受けている本人が署名し、誕生月の月末までに提出してください。

万一、提出が遅れると、年金の支払いが一時差し止めに なったり遅れたりします。必ず提出期限までに提出してください。本人による署名が困難で家族などが届出をする場合は、現況届の「代理

人署名欄」に氏名などを記入していただくことになります。ただし、新たに年金の支払いが決定された日から1年を経過していない方は、提出する必要はありません。

誕生月の中ごろになっても現況届が送付されて来ない時や現況届を紛失された時は兵庫社会保険事務局豊岡事務所にお問い合わせください。

兵庫社会保険事務局豊岡事務所からのお知らせ

年金相談窓口を時間延長

年金相談窓口を次のとおり時間延長します。

なお、相談の際には、年金手帳など基礎年金番号のわかるものを持参ください。

- 8月12日(土)は 午前9時30分～午後4時
- 8月7日(月)・14日(月)・21日(月)・28日(月)は 午前9時～午後7時

《問合せ》

- ▽兵庫社会保険事務局豊岡事務所 ☎22-3196
- ▽市民課市民係または各総合支所市民生活課